



伊丹市マスコット たみまる

広報

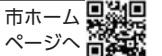
伊丹



この号の主な内容

- 2面 子育て情報誌を改訂
- 3面 保険料率を改定
- 4面 いたみ健康チャージポイント
- 5面 健康 6・7面 みんなの窓

人口●197,003(-657) 世帯数●82,922(+314)
 2022年4月1日推計 ()は前年4月1日比
 発行・伊丹市広報・シティプロモーション課



〒664-8503兵庫県伊丹市千僧1-1 ☎072-783-1234(代表) ファクス072-784-8107(広報・シティプロモーション課) ホームページ <https://www.city.itami.lg.jp>

18歳。何が変わる？

成年年齢が18歳に

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、4月1日から施行されています。同法は若者が自らの判断で選択し、積極的な社会参加を促すことを目的としています。小・中学校では、さまざまな教育活動を通じて消費者教育を進めています。高校では、今年度から始まる「公共」の授業などにより18歳から大人として行動するために必要なことを学んでいきます。



Q1：18歳になったらできることは何ですか？

A1：▷携帯電話の購入▷アパートを借りる▷クレジットカードを作る▷ローンを組み——など保護者の同意を得なくても契約できるようになります。また、10年有効のマイナンバーカードやパスポートを取得できます。他にも▷公認会計士▷司法書士▷医師免許▷薬剤師免許——などの国家資格が取れます。婚姻開始年齢が男女とも18歳になり、各届書の証人になることができます(女性の婚姻開始年齢は16歳から18歳に引き上げ)。



Q2：これまでと変わらず20歳にならないとできないことはありますか？

A2：飲酒・喫煙をすることや▷競馬▷競輪▷オートレース▷競艇——の投票券を購入する、大型・中型自動車免許の取得——などは20歳にならなければできません。



Q3：困ったときの相談窓口はありますか？

A3：次の相談機関があります。

- ◆消費生活センター☎775-1298
判断に迷ったり、トラブルに遭ったりした場合は相談を(平日午前9時~正午、午後1時~4時15分)。
- ◆消費者ホットライン「188(いやや!)」
地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内。相談窓口につながった時点から通話料がかかります。
- ◆法テラス(日本司法支援センター)
☎0570-078374 (IP電話からは☎03-6745-5600)
法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介(通話料がかかります。平日午前9時~午後9時、土曜は午後5時まで)。



契約は慎重に

未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は「未成年者取消権」の行使ができなくなります。

成年に達すると保護者の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、簡単に取り消すことはできなくなります。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があるため注意が必要です。

他にも「消費生活Q&A(下記記事参照)」に掲載しているトラブルなどにも注意しましょう。

消費生活Q&A

Q：高校3年生の娘がいます。今月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたと聞きました。18歳に引き下げられたことで注意することはありますか。(40代 女性)

A：成年年齢に達すると、保護者の同意を得なくても、自分の意思で携帯電話を購入できる、部屋を借りる、クレジットカードを作る、ローンを組むなどの契約ができるようになります。

一方、「未成年者取消権」は使えなくなり、契約に対して責任を負うこととなります。なお、飲酒・喫煙、競馬の馬券を買うなどは、これまで通り20歳にならないとできません。

未成年者は社会経験が不十分で判断力も未熟なため、保護者の同意を得ずに契約した場合、「未成年者取消権」によりその契約を取り消すことができます。

成年年齢が18歳に引き下げられたことで、2年早く成年年齢に達して、「未成年者取消権」が失われることになり、契約に対して責任を負うこととなります。

契約は、双方の合意があれば口頭でも成立し、いったん成立すると簡単にやめることはできません。

契約する前に

- ▽事業者や商品の情報を集めましょう▽契約書面や利用規約などをしっかり読みましょう▽一人で判断せず信頼できる人に相談しましょう。

こんなトラブルに注意!

- ◎定期購入 動画投稿サイトの広告を見て、「お試し300円」のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えがない2回目の商品が届き、4カ月分まとめて4万円の請求があった。
- ◎情報商材・マルチ商法 SNSをきっかけに「友達を誘えばボーナスが入る」「ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる」と勧誘され、30万円の情報商材を貸金業者から借金して契約したが全くもうからない。
- ◎美容医療 美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。

消費生活や製品事故に関する相談は消費生活センター☎775-1298(相談専用平日午前9時~正午、午後1時~4時15分)へ。

二十歳の祝典(成人式)はこれまで通り20歳の人を対象です

4月に成年年齢が引き下げられますが、本市の二十歳の祝典はこれまで通り、当該年度に20歳を迎える人を対象に開催します。今年度の同祝典は次の通り。

【日程】 来年1月9日(祝)

【対象】 平成14年4月2日~15年4月1日生まれ

詳しくは決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

市教委子ども若者企画課☎784-8167

阪急・JR伊丹駅周辺

音声誘導装置を更新



市は、阪急・JR伊丹駅周辺音声誘導装置を更新しました。

同装置は主に視覚障がいのある人の移動をスムーズにするための手段として開発されたものです。

「磁気テープを無料配布」磁気テープが必要な人は市役所1階の障害福祉課かアイセンターで申請を。

2. 円市障害福祉課☎784・8032

磁気テープを巻き付けた白杖の先端を磁気センサーが埋設された点字ブロックにかざすことで、付近のスピーカー(写真丸囲み)から誘導案内が流れる仕組みです。

視覚障がいのある人は点字ブロックを頼りに歩行して止まったり自転車や荷物を置いたりしないようにしましょう。